

合格基準点から合格点へ 中上級者におくる過去問分析最終章!

111 エ改③

募集設立により設立しようとする種類株式発行会社が、種類株式の内容として取得条項付株式に係る事項に関する定款の定めを設ける定款の変更を行うには、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会において、議決権を行使することができる設立時種類株主の半数以上であって、当該設立時種類株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う種類創立総会の決議が成立していなければならない。なお、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主は存するものとする。

正解 ×

解説

募集設立により設立しようとする種類株式発行会社が、種類株式の内容として取得条項付株式に係る事項に関する定款の定めを設ける定款の変更を行うには、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得る必要があります（会社法99条1号）。

112 オ

募集設立における発起人のうち出資の履行をしていない者がある場合において、当該発起人に対し、期日を定め、当該期日までに出資の履行をしなければならぬ旨の通知がされたときは、当該期日までに出資の履行をしなかった発起人は、株主となる権利を失う。

第3章
平成19年度

第4章
平成18年度



単に過去問を解くだけではなく、
出題が予想される形に改題した
問題も掲載! 出題可能性の高い
ものをすべて網羅しています。

過去問については姫野講師
オリジナルレジュメにて確認
していきます。

Anker 民法

本問は、二重譲渡の法的構成に関する見解とその見解に対する批判に関する問題である。

民法176条は意思主義を採用し、同法177条は對抗要件主義を採用しているが、これらの関係が問題となる。

例えば、不動産が二重に譲渡され、第2譲受人が先に所有権の移転の登記をした場合には、第2譲受人が確定的に当該不動産の所有者を取得し、第1譲受人は所有権の取得を主張することができないが、その法的構成については、次の見解がある。

なお、次の見解のいずれによっても、結論に大きく影響することはないが、③公債力説だけは、第2譲受人が所有権の移転の登記をした場合は、第1の譲渡について悪意であっても背信的悪意者でない限り、確定的に所有権を取得することができるとする判例の立場と整合しないことになる。

① 法定証拠説（本問の法的構成Ⅰ）

この説は、民法177条は、登記を、裁判所が物権変動の有無ないし先後を認定するに際しての法定根拠と定めた規定と解すべきであるとする。

この説は、民法176条は裁判所によって認定された事実に適用される実体規定であり、同法177条は裁判所がどのようにして事実認定を行うかについての規定であると理解する。

② 不安定物権変動説（本問の法的構成Ⅱ）